

土木学会中部支部 支部長賞（学生表彰）授与規程

平成 28 年 12 月 21 日 制定
令和 4 年 12 月 14 日一部改正

（目的）

第 1 条 この賞は、本支部に本部を置く大学及び高等専門学校の土木工学系教育課程を卒業、修了する成績優秀な学生を表彰し、勉学奨励に寄与することを目的とする。

（賞の名称）

第 2 条 この賞の名称は、「土木学会中部支部支部長賞」（以下、支部長賞という。）という。

（授賞の対象）

第 3 条 支部長賞の対象は、大学の学部及び大学院、高等専門学校の本科及び専攻科のうち、土木学会正会員が 1 名以上在籍し土木工学系の学生が原則 10 名以上在学する学科、コース、専攻等（以下、これら教育課程を土木工学系教育課程という。）を当該年度に卒業または修了する学生とし、各教育課程につき 1 名とする。

（授賞の内容）

第 4 条 支部長賞は賞状のみを授与し、副賞は授与しない。

（授賞までの手順）

第 5 条

- 1 支部長賞を希望する土木工学系教育課程は、毎年 11 月末日までに、当該教育課程が土木工学に関する教育機関であることを示す資料、支部長賞の選考基準、ならびに選考方法等を、別紙様式 1 にて本支部支部長に提出し、本支部商議員会および幹事会の承認を得なければならない。本支部事務局はその結果を、各教育課程に報告する。
- 2 第 5 条の 1 において報告を受けた土木工学系教育課程は、毎年 2 月末日までに、受賞候補者を選定し、別紙様式 2 にて支部長に提出しなければならない。事務局は賞状を作成し、各土木工学系教育課程に送付する。
- 3 第 5 条の 2 において賞状を收受した土木工学系教育課程は受賞対象者に賞状を授与し、その結果を 4 月末日までに別紙様式 3 にて支部長に報告する。
- 4 事務局は各土木工学系教育課程での授与報告を取りまとめ、本支部総会において受賞者結果を報告する。

(改廃に関する事項)

第 6 条 本規程の改廃は、幹事会の発議に基づき、商議員会で審議議決する。

附 則

- 1 この規定は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。(平成 28 年 12 月 21 日商議員会議決)
- 2 規定から規程に変更し、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。(令和 4 年 12 月 14 日商議員会議決)